

教学マネジメント指針

— 策定の狙いと要点



文部科学省 高等教育局大学振興課大学改革推進室長
平野博紀

1. 教学マネジメント指針策定の経緯

平成30年11月、中央教育審議会は、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を答申した。同答申では、高等教育改革の実現すべき方向性として、「学修者本位の教育」「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」の実現を謳っている。一方で、大学教育の質保証については、これまで多くの取り組みが進められてきたものの、改善に真剣に取り組む大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているという指摘もあり、大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難いとの認識を示した。

同答申において、各大学の教学面での改善・改革に係る取り組みを促していくために、各大学における取り組みに際してどのような点に留意し充実を図っていくべきか等を網羅的にまとめた教学マネジメントに係る指針を作成し、各大学へ示すこととされた。このため、当該指針の作成を目的に、中央教育審議会大学分科会の下に教学マネジメント特別委員会が設けられ、大学内外の多様な委員により、1年間にわたって充実した議論が行われた。

2. 教学マネジメント指針の概要

教学マネジメント指針においては、同答申の基本的な方向性は踏まえつつも、指針全体として、「学修者本位の教育」という観点の重要性が特に強調されている。以下、本指針の概要について言及する。

【総論】

今後到来する予測困難な時代にあって、卒業後も含めて常に学び続けていかなければならない学生自身が、
・目標を明確に意識しつつ主体的に学修に取り組むこと
・その成果を自ら適切に評価し、さらに必要な学びに踏み出していくこと
ができるような「自律的な学修者」となることが求められている。このことを前提として、各大学には、既存のシステムを前提とした「供給者目線」を脱却し、学位を与える課程(学位プログラム)が、学生が必要な資質・能力を身につける観点から最適化されているかという「学修者目線」で教育を捉え直すという根本的かつ包括的な変化が求められている。大学教育が学修者本位の観点から十分な効果を上げることができるようにするためには、教学マネジメント(大学がその教育目的を達成するために行う管理運営)という考え方を重視していく必要がある。

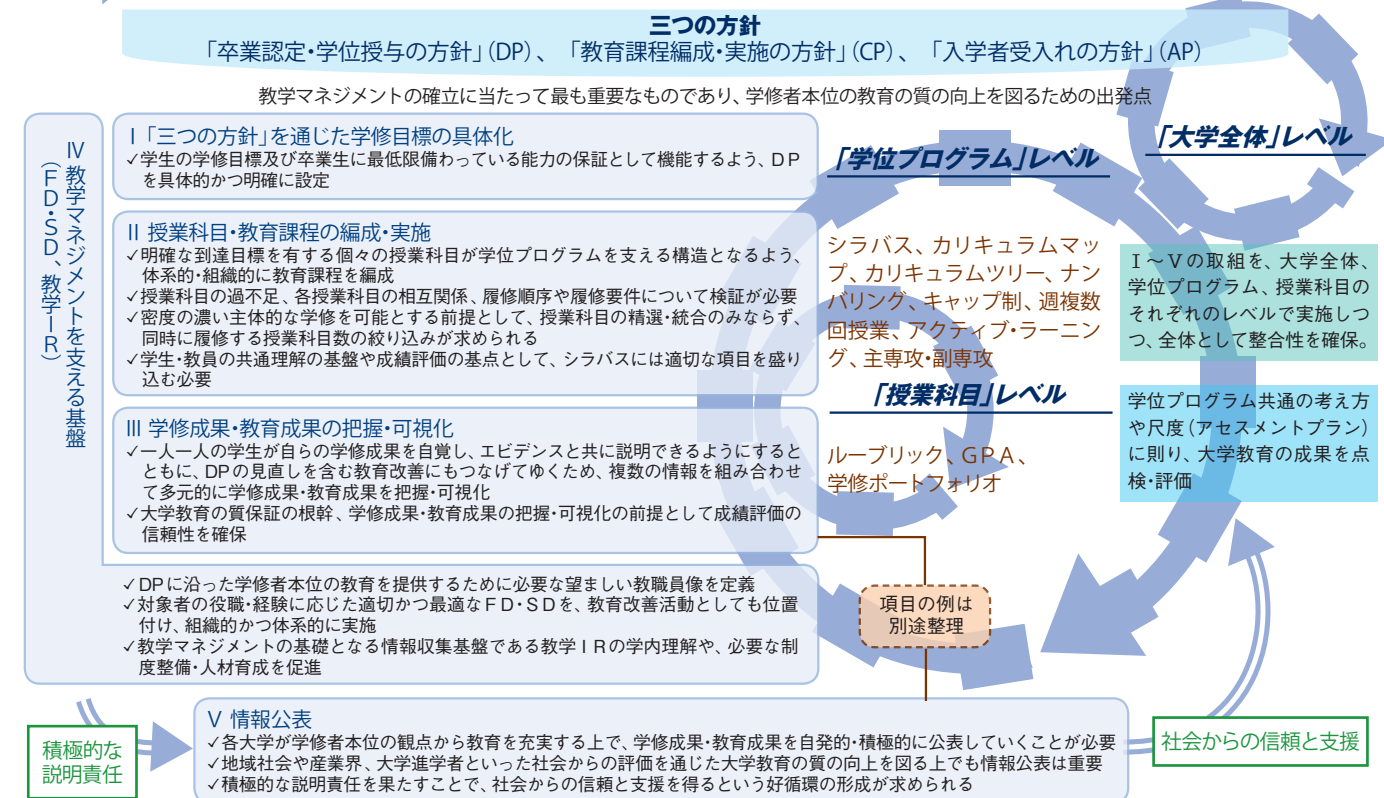
教学マネジメント指針は、三つの方針(特に「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」)に基づき、「学修者本位の教育」の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営、すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営のあり方を示すことにより、教学マネジメントの確立に向けた各大学の真剣な検討と取り組みを促す契機とすることを目的として作成されている。

教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任において、本来持っている組織としての力を十分発揮しつつ、それぞれの実情に合致した形で構築すべきものである。また、個々の教育改善に関する取り組みを別個に独立したも

教学マネジメント指針の概要

- 予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要がある。
- 教学マネジメントとは**
 - 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
 - その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。
 - 教学マネジメント指針とは**
 - 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営すなわち教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営の在り方を示す。
 - ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
 - 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
 - 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。



のとして積み上げるだけでなく、「学修者本位の教育」という目標に向けて有機的に関連づけ、根本的かつ包括的な教育改善につなげていかなければならない。こうした難易度の高い改革に取り組むためには、学長がその責任の下で強力なリーダーシップを発揮しつつ、全学的な視点の下で教職員一人ひとりの意欲と能力を最大限引き出していく必要がある。

【各論】

I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

各大学の強みや特色が反映された三つの方針は、教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、「学修

者本位の教育」の質の向上を図るための出発点ともいえる存在である。特に「卒業認定・学位授与の方針」は、学生に対しては自身が身につける資質・能力の目安・指針となりうるものとして、また、対外的には卒業生に最低限備わっている能力を保証するものとして機能すべきものである。このため、同方針における学修目標は、「何を学び、身につけることができるのか」を明らかにして具体的かつ明確に定められる必要がある。

また、大学教育の成果を学位プログラム共通の考え方やループリック等の尺度(アセスメントプラン)に則って点検・評価することが、教学マネジメントの確立に当たって必要である。

II 授業科目・教育課程の編成・実施

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標を達成する観点からは、「卒業認定・学位授与の方針」に示される「何を学び、身につけることができるのか」から出発して、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することが必要である。

体系的な教育課程を編成する際には、同方針に定められた学修目標の達成という観点を常に念頭に置きつつ、

- ①個々の授業科目について、教育課程全体の中での分担や授業内容を検討すること
 - ②例えば「カリキュラムマップ」の作成等を通じて、必要な授業科目が過不足なく設定されているかを検証し、必修科目とそれ以外の授業科目を分類すること
 - ③例えば「カリキュラムツリー」の作成等を通じて、各授業科目相互の関係や、学位取得に至るまでの履修順序や履修要件を検証すること
- 等が必要である。

加えて、密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みに向けた検討に早急に着手することが求められる。

シラバスについては、個々の授業科目について学生と教員との共通理解を図るうえで極めて重要な存在であり、成績評価の基点となるものであることも踏まえ、授業科目の目的と到達目標、同方針に定められた学修目標と授業科目の到達目標の関係、授業科目の内容と方法、授業科目の計画、成績評価基準、事前学修と事後学修の内容等適切な項目を盛り込む必要がある。

III 学修成果・教育成果の把握・可視化

「学修者本位の教育」の観点から、一人ひとりの学生が自らの学修成果として身につけた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。また、大学の教育活動を学修目標に即して適切に評価し、「卒業認定・学位授与の方針」の見直しを含む教育改善につなげるためにも、学修成果・教育成果を適切に把握・可視化する必要がある。

さらに、把握・可視化を適切に行ううえでの前提として、成績評価の信頼性を確保する必要がある。大学全体で厳格な成績評価を行うとともに、成績評価に関する全学的な基準の策定・公表や、授業科目における到達目標の達成水準との関係の公表等が強く期待される。

把握・可視化に当たっては、全ての成果を網羅的に把握することはできない、把握した成果の全てが必ずしも可視化で

きるわけでもない、等の限界には留意しつつも、単に授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果・教育成果の把握・可視化としては不十分であり、学生が、同方針に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに説明できるよう、複数の情報を組み合わせた多面的な形で行う必要がある。その際、エビデンスとして使用可能な情報について、同方針の各学修目標にひもつけて整理し、同方針に定められた資質・能力を身につけていることを示すことが考えられる。

同方針に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例としては、図表に掲げたようなものがあげられる。

IV 教学マネジメントを支える基盤 (FD・SDの高度化、教学IR体制の確立)

学修成果・教育成果を最大化するためには、教職員の能力向上が必要不可欠である。各大学は、「卒業認定・学位授与の方針」に沿った「学修者本位の教育」を提供するために必要な「望ましい教職員像」を定義したうえで、対象者の役職や経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを組織的かつ体系的に実施していく必要がある。特に、教員としての経験が少ない新任の教員や実務経験のある教員の採用のタイミングで、大学教員に一般的に求められる基礎的な知識・技能や学位プログラムを担う教員として望ましい資質・能力を身につけさせるためのFD・SDは確実に実施されることが必要である。

加えて、FD・SDは、学修成果・教育成果の把握・可視化により得られた情報の共有、課題の分析、改善方策の立案等、実際に教育を改善する活動として位置づけ、実施する必要がある。

また、教学IRは、教学マネジメントの基礎となる情報を収集するうえでの基盤であり、学長をはじめとする学内の理解を促進するとともに、教学IRを実施するうえで必要となる制度の整備や人材の育成を進めていく必要がある。

V 情報公表

各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことが必要である。

今後、各大学がその有する強みと特色を生かして学修者本位の観点からその教育を充実していくためにも、学生の学

修成果や大学全体の教育成果に関する情報をより自発的・積極的に公表していくことが必要となる。また、地域社会や産業界、大学進学者等の大学の外部からの声や期待を意識し、社会からの信頼と支援を得るという好循環を形成するため、さらに、社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を進めるためにも、情報の公表を積極的に進めることが必要である。

大学の活動は多面にわたっていることから、情報公表を進めていくに当たっては、様々な情報を組み合わせて、大学全体の姿をできるだけ包括的に描き出す必要がある。個々の情報が単独で示すことのできる内容には限界があることから、個々の情報に対する分析や解説を、その根拠と合わせて公表すること等により、大学教育の質を判断する情報の一つとして活用することができるものと考えられる。情報に附帯する分析や解説等の考慮等、必要な配慮が行われることなく、ごく特定の指標のみを用いて大学教育の質を測ろうとすること、一面的な大学の序列化につながるような利用を行うことは、大学教育に対する理解と見識を欠いた行為と言わざるを得ない。

情報公表の対象として考えられる情報の例としては、図表に掲げたようなものがあげられる。

3. おわりに

本指針の概要は以上の通りであるが、大学関係者と大学外の方々へ一つずつ期待を申し上げて原稿を締めくくりにしたい。

2において触れている通り、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、それぞれの実情に合致した形で構築すべきものである。本指針は決して「マニュアル」ではない。各大学関係者が、本指針を踏まえつつも、創意工夫を行いながら、主体的に取り組みを進めることを期待したい。

また、教学マネジメントの確立は、各大学において短期的に完全な形で実現されることは想定されず、安定的・継続的に取り組まれることで実現に近づくものである。課題があっても各大学が真摯に取り組むこと自体を、大学外の方々も肯定的に捉え、長期的な視点で取り組みを評価・支援することを期待している。

学修成果の把握・可視化、情報公表の対象となりうる情報の例

「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例としては、(1)のようなものがあげられる。

情報公表の対象として考えられる情報の例としては、(1)に関する全体的な情報に加え、これらを保証する条件に関するものとして(2)のようなものがあげられる。

(1) 学修成果・教育成果に関する情報の例	(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例
<p style="background-color: #f1c40f; padding: 2px;">①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各授業科目における到達目標の達成状況 ○学位の取得状況 ○学生の成長実感・満足度 ○進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率等) ○修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率 ○学修時間 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学選抜の状況 ○教員一人あたりの学生数 ○学事層の柔軟化の状況 ○履修単位の登録上限設定の状況 ○授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容) ○早期卒業や大学院への飛び入学の状況 ○FD・SDの実施状況 ○GPAの活用状況
<p style="background-color: #f1c40f; padding: 2px;">②教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況 ○卒業論文・卒業研究の水準 ○アセスメントテストの結果 ○語学力検定等の学外試験のスコア ○資格取得や受賞、表彰歴等の状況 ○卒業生に対する評価 ○卒業生からの評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況 ○ナンバリングの実施状況 ○教員の業績評価の状況 ○教学IRの整備状況